

# 放送法の改正に関する小委員会 第一次提言

平成 27 年 9 月 24 日  
自由民主党  
情報通信戦略調査会  
放送法の改正に関する小委員会

放送法の改正に関する小委員会は、地上波テレビ放送のデジタル化が完了された現況下で、今後の放送のあり方に関する様々な論点について本格的に議論を進めるために、平成 25 年 10 月に情報通信戦略調査会のもとに設置され、放送政策の現状と課題について、総務省・NHK・日本民間放送連盟・日本ケーブルテレビ連盟・地方放送局・有識者等から計 14 回にわたりヒアリング及び意見交換を行い、議論を重ねてきた。

特にNHKについては、公共放送を支える受信料の公平負担の徹底に向けての取り組みが、2015 年度からの 3 か年計画においても強く示され、平成 26 年度の支払率が 76%のところ、平成 29 年度末の支払率の目標を 80%としている。他方、その徴収のために 700 億円を超える費用がかけられており、受信料収入に占める割合は 11%にも達しているため、徴収経費の削減が求められる中、支払い率が飛躍的に向上することは期待できず、受信料の支払いの義務化に向けた制度改正が急務となっている。

また、スマートフォンの急速な普及などを踏まえれば、NHKの番組をより多くの国民に届けるため、インターネットの活用は不可欠である。NHKでは、従来のオンデマンドサービス等に加え、本年 10 月からは、試験的に放送番組のインターネットでの同時配信を開始し、権利処理やシステムなどの検証を予定している。海外の状況も考慮すれば、NHKは早期に 24 時間での同時配信を実現すべきであるが、そのためには受信料との関係を整理することが必要である。

以上の観点から、総務省及びNHKに対しては、下記について早急に検討を行い、所要の法制化を行うことを要請する。

なお、インターネット等の多様なメディアの活用は、民放にとってもチャンスとなり得るが、一方で、番組を独自に制作していない局にとっては脅威にもなり、その存在意義が問われる可能性もある。放送法の改正に関する小委員会では、放送における地域性の確保などの観点から、引き続きローカル局のあり方について議論を行っていく。

## 記

- 1、NHKの受信料支払い義務化については、総務省として具体的な制度設計を行うとともに、強制徴収や罰則、マイナンバーの活用など、支払率の向上に資する制度・仕組みについても併せて検討すること。
- 2、NHKは、番組の 24 時間インターネット同時配信の実現に向けたロードマップを策定すること。

- 3、 総務省は、NHKが番組の 24 時間インターネット同時配信を行うことを視野に入れながら、英国やドイツなど海外における受信料見直しの動きを踏まえ、わが国にもっともふさわしい受信料制度について制度設計を行うこと。 その際、英国のようにインターネットでのみ番組を視聴する者にも新たに受信料の負担を求める場合、また、ドイツのように(視聴とは関係なく)全世帯に負担を求める場合、それぞれのメリット・デメリットを十分に検証すること。
- 4、 総務省並びにNHKは、インターネット配信、4K・8K、国際放送などに関連する新たな業務や、渋谷の放送センターの建替えに要する経費も踏まえ、受信料の義務化による支払率の向上と徴収経費の削減によって可能となる受信料の水準(値下げ幅)についてシミュレーションを行うこと。
- 5、 以上を踏まえ、NHKは、受信料の値下げに関する計画を作成すること。